

八雲町自治基本条例コーナー

八雲町の「まちづくり」に参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聞き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせていただくか、町のホームページをご覧ください。

八雲町自治基本条例第12条の規定に基づき、会議を公開で行います

皆様の傍聴をお待ちしています



八雲町育成牧場運営協議会を開催します

八雲町育成牧場運営協議会は、八雲町育成牧場の円滑な運営に向けた検討を行う協議会です

【日時】 4月19日(火)

午前10時

【場所】

八雲町育成牧場会議室

【内容】

- ・平成27年度の運営状況
- ・平成28年度の運営方針
- ・平成28年度の委託牛の受け入れ

【問い合わせ先】

農林課農業振興係

☎0137-62-2203

八雲町自治基本条例第14条の規定に基づき、町民皆様から広く意見を公募します

八雲町酪農・肉用牛生産近代化計画(素案)について

【募集の趣旨】

本計画は、八雲町における酪農、肉用牛生産の健全な発展のための取り組みや施策の方向を示すものです。国、北海道の計画見直しに歩調を合わせ、平成28年度から平成37年度までを計画期間とし、本計画を策定しようとするものです。

【意見の募集に関する事項】

- ・募集期間：3月31日(木)～4月28日(木)

【提出できる方】

- 次に該当する方(年齢制限はありません)
- ①町内に住所を有する方
- ②住所を有してはなくても、町内の事業所等で働いている、または学んでいる方

③町内で活動する法人、団体

【資料の入手方法】

- ①次の場所への備え付け
- ・農林課(本庁舎2階)
- ・産業課(熊石総合支所)
- ・落部支所
- ②町ホームページからのダウンロード

・<http://www.town.yakumo.lg.jp>

【提出方法】

- ①書面の持参 ②郵送
- ③ファクシミリ
- ④電子メール

※電話での申し込みは受け付けていません。

【提出方法】

- ①書面の持参：農林課(本庁舎2階)、産業課(熊石総合支所)、落部支所
- ②郵送
〒049-3192
八雲町住初町138番地
八雲町農林課農業振興係
- ③☎0137-62-2149
- ④電子メール
・norin@town.yakumo.lg.jp

【留意事項】

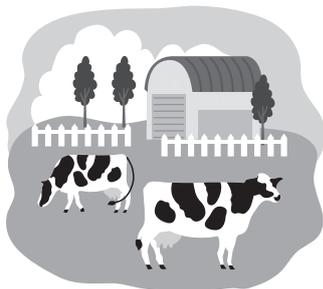
意見の提出にあたっては、書面に必ず下記の事項を記載願います。記載無き場合は、取り扱いきませんのでご留意願います。

①住所 ②氏名(法人その他団体の場合は、名称及び代表者名)

町民意見の公募結果

○八雲町合葬墓(仮称)条例の制定について
提出意見…〇件

○八雲町水道ビジョン(素案)について
提出意見…〇件



【問い合わせ先】

農林課農業振興係
☎0137-62-2203